令和7年度　福祉・介護職員等処遇改善加算に係る『見える化要件』について

【処遇改善加算】

処遇改善加算とは、障害福祉サービスに従事する福祉・介護職員の賃金改善を目的に設立された制度です。この加算は、事業所が従業員の賃金や待遇の向上に向けて積極的に取り組む姿勢を評価し、賃金改善につなげていきます。

現行の処遇改善加算の取り組み状況

　・児童発達支援・放課後等デイサービス　　　『ふれんず　岩倉北』　処遇改善加算（Ⅰ）

【職場環境等要件】

①入職促進に向けた取組

　無資格者でも思いがある方、人柄を重視し、非常勤から常勤へ転換するなどをしており、有資格者でも未経験者でも安心して業務に従事できるように雰囲気の良い職場環境を構築していきます

②資質向上やキャリアアップ支援

　常勤には教育訓練休暇制度を活用し、キャリアアップ支援を行っています

　全職員に対象（諸条件あり）に対しては、資格取得するための費用の一部負担や資格取得時のお祝金制度などを設立しております

③両立支援・多様な働き方の推進

　有給休暇が取得しやすい環境の整備

　有資格者スタッフ（常勤・非常勤）を配置することによって有給休暇に限らず、本人・家族などの急病にも対応しやすいように配慮している

④やりがい・働きがいの醸成

　ミーティングなどによる職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善